十七　法第二条第八項各号に掲げる行為のうち、外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合において、当該業務を継続するために金融庁長官の承認を受けて期間を限定して国内において行うもの

［２～４　略］

５　第一項第十七号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　本店又は主たる事務所及び国内における主たる営業所又は事務所の所在地

三　代表者の役職名及び氏名

四　国内における代表者の氏名及び連絡先

五　承認を受けて行おうとする行為に国内において従事する者（次項第二号において「国内従事者」という。）の役職名及び氏名

六　承認を受けて行おうとする行為を行っている外国の当局（証券監督者国際機構における多国間情報交換枠組みの署名当局に限る。）の名称及び当該外国の当局から受けている許可その他の行政処分の内容

七　外国において業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがあることの概要

八　承認を受けて行おうとする行為の具体的内容

九　承認を受けて行おうとする行為を行う期間（三月以内に限る。）

十　国内において他に事業を行うときは、その事業の具体的内容

［号を加える。］

［２～４　同上］

［項を加える。］

６　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類を添付することができない場合には、その理由を記載した書面の添付をもってこれに代えることができる。

一　次に掲げる事項を誓約する書面

イ　法第二十九条の四第一項第一号イからハまで及び第二号のいずれにも該当しないこと。

ロ　承認を受けて行おうとする行為が外国の法令に抵触するものでないこと。

ハ　承認を受けて行おうとする行為以外の法第二条第八項各号に掲げる行為を国内において行わないこと。

ニ　国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図ること。

二　国内従事者が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内従事者が誓約する書面

三　登記事項証明書に準ずる書面

四　国内における代表者の履歴書

五　前項第六号の外国の当局から許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

７　第五項の承認申請書及び前項の規定によりこれに添付すべき書類は、英語で記載することができる。

８　金融庁長官は、第一項第十七号の承認に関する申請があった場合には、当該申請を補正する必要がある場合を除き、速やかに、当該申請に対する処分をするものとする。

９　金融庁長官は、第一項第十七号の承認をしたときは、当該承認を受けた者の商号又は名称、当該承認に係る第五項第八号に掲げる事項の概要及び同項第九号に掲げる事項並びに同項第十号に掲げる事項の概要を公表するものとする。

10　第一項第十七号の承認を受けた者は、第五項第一号から第五号まで又は第十号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面により金融庁長官に届け出なければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］